

## 地域生活支援拠点等事業の実施状況について

## I. 新潟市障がい者夜間休日相談支援事業（らいとほうす）について

## 1. 令和2年度（4月～1月）の実績

早朝：6:00～8:30／日中：8:30～17:30／  
夜間：17:30～22:00／深夜：22:00～6:00

## ①相談件数（相談種別・対応時間帯別）

	平日				土曜・日曜・祝日				計
	早朝	夜間	深夜	時間外 (日中)	早朝	日中	夜間	深夜	
一般相談支援	3	32	7	37	1	4	9	3	96
個別相談支援	8	20	3	10	0	9	3	2	55
虐待通報	0	2	0	0	0	0	0	0	2
<b>合計</b>	<b>11</b>	<b>54</b>	<b>10</b>	<b>47</b>	<b>1</b>	<b>13</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>153</b>

## ②①の内、緊急対応実施件数

	平日				土曜・日曜・祝日				計
	早朝	夜間	深夜	時間外 (日中)	早朝	日中	夜間	深夜	
訪問支援	7	6	2	0	1	2	2	1	21
受入支援	0	11	1	0	1	4	2	1	20
<b>合計</b>	<b>7</b>	<b>17</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>41</b>

## ③相談相手と対応時間帯（一般相談支援・個別相談支援・虐待通報の合算件数）

	平日				土曜・日曜・祝日				計
	早朝	夜間	深夜	時間外 (日中)	早朝	日中	夜間	深夜	
本人・家族・後見人等	10	37	10	8	0	11	12	5	93
行政・福祉事業所関係者・相談機関	1	17	0	39	1	2	0	0	60
その他・不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>合計</b>	<b>11</b>	<b>54</b>	<b>10</b>	<b>47</b>	<b>1</b>	<b>13</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>153</b>

## ④区別相談件数

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	不明	計
相談件数	3	60	17	5	12	0	10	8	38	153

## 2. 個別相談支援の登録状況

R3.1末時点

	当初対象者 (a)	当初対象者のうち登録不要者(b) (※1)	当初対象者のうち登録者(c)	未登録者 (a-b-c)	当初対象者に含まれない追加登録者 (d)	全登録者 (c+d)	登録解除者 (※2)	現登録者
要件(1)	42人	2人	12人	28人	5人	17人	0人	17人
要件(2)	22人	2人	11人	9人	5人	16人	1人	15人
要件(3)	108人	23人	16人	69人	2人	18人	4人	14人
要件(4)	-	-	-	-	1人	1人	0人	1人
<b>合計</b>		27人	39人	106人	13人	52人	5人	47人

※1: 登録前に施設入所や死亡、または登録を希望しなかった等により登録不要とした者

※2: 登録後、施設入所や死亡等により登録が解除となった者

### 3. 個別相談支援利用の登録要件について

在宅で生活する障がい者等のうち（共同生活援助支給決定者を除く）、次の（1）～（4）のいずれかの要件を満たす者。

(1) 強度行動障がい児（H30.4～）

短期入所又は行動援護の支給決定を受けている障がい児のうち、5領域11項目の調査において、「行動障がいおよび精神症状」に関する項目のうち「(3) 自傷・他害・器物破損」の調査結果のいずれかが「ほぼ毎日支援や配慮が必要」に該当する者。

(2) 強度行動障がい者（H30.4～）

障がい福祉サービス支給決定者のうち、行動関連項目調査結果の合計点が18点以上で且つ自傷又は他害の調査結果が「ほぼ毎日支援が必要」に該当する者。

(3) 高齢の家族等と生活する障がい者（H31.4～）

障がい福祉サービス支給決定者等のうち、障がい支援区分5以上で、且つ知的障がいがあり、以下のいずれかに該当する者。ただし、療養介護及び施設入所支援支給決定者を除く。

①65歳以上の家族等のみと生活する者

②家族等と同居する者のうち、当該家族等に障がい又は疾病等があるため、緊急時の支援が見込めない状況にある者

③単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある者

(4) その他、市長が特に必要と認める者（R2.4～）

(1) から (3) のいずれの要件にも該当しない者であって、要綱第3条に規定する一般相談支援及び新潟市基幹相談支援センターの相談支援により、夜間休日における訪問支援、受入れ支援の必要性が高く、個別相談支援の登録が必要と認められる者。

## II. 今後の取り組みについて

・「緊急時の受入れ・対応」機能の充実 ⇒ 連携協定短期入所事業所の拡充

らいとはうす事業の個別相談支援利用の登録要件の拡大により、身体障がいのある対象者の申請が増加しているため、身体障がい者を主な対象とする短期入所事業所に対して連携協定への協力を要請し、らいとはうすとの連携強化を図る。

・「専門的人材の確保・養成」機能の追加

「強度行動障がい者児支援職員養成事業」（市委託事業）の内容をR3年度から見直すことに伴い、拠点等事業に位置づける方向で検討中。

また、相談支援事業所の整備推進及び相談支援専門員の人材育成等を目的に行っている「相談支援専門員人材育成研修」についても、拠点等事業に位置付けることを検討中。

・「相談」機能の充実

24時間の相談体制を確保している計画相談支援事業所について、契約利用者の緊急時において、関係機関との連携によるコーディネート業務（連絡・調整）を位置付けることでの登録を促すことを検討中。（現時点で該当する事業所は、7区10事業所）

新潟市地域生活支援拠点等登録事業者リスト

事業所番号	事業所名	事業の種類	所在地	電話番号	登録日	担う機能					主な内容	設置主体
						①	②	③	④	⑤		
1510100140	みのり園	短期入所	西区藤野木51	025-262-0075	R2.6.1		○				夜間休日相談支援事業等と連携した緊急時の受入支援 (事業はH30.4.1から実施)	(福)新潟みずほ福祉会
1510100207	障害者支援施設 満日の里	短期入所	秋葉区七日町6086	0250-25-3340	R2.6.2		○					(福)中東福祉会
1510102732	ショートステイミナと	短期入所	中央区古町通13-5149-1	025-225-3710	R2.6.17		○					(福)新潟市中央福祉会
1510102443	ネクサス・わかば	短期入所	江南区横越中央8-1-4	025-278-8752	R2.6.17		○					(福)中蒲原福祉会
1510100215	十字園	短期入所	西区上新栄町1-2-12	025-269-4001	R2.8.1		○					(福)更生慈仁会
1510100272	太陽の村	短期入所	西区上新栄町1-2-12	025-258-6337	R2.6.5		○					(福)新潟太陽福祉会
1530100070	相談支援センター てらそーれ	一般相談支援 特定相談支援 児相談支援	北区太夫浜字下浜山675	025-250-6313	R3.4.1	○					・契約利用者に対する24時間の相談支援体制の確保及び関係機関との連携による緊急時の連絡・調整(コーディネート業務) ・強度行動障がい支援マネージャーとの連携による相談支援	
1510100066	障害者支援施設 あさひ園	短期入所	江南区亀田向陽2-6-1	025-382-8222	R3.4.1		○				(福)中蒲原福祉会	
1510100231	新潟みずほ園	短期入所	西区小見郷屋107-2	025-262-0044	R3.4.1		○			夜間休日相談支援事業等と連携した緊急時の受入支援	(福)新潟みずほ福祉会	
1510100280	第2みずほ園	短期入所	西区小見郷屋58-4	025-261-2211	R3.4.1		○				(福)新潟みずほ福祉会	

①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

(市による整備)

事業所番号	事業所名等	事業等の種類	所在地 (委託先)	電話番号	実施日	担う機能					主な内容	設置主体
						①	②	③	④	⑤		
—	障がい者夜間休日コールセンターらいとほうす	夜間休日相談支援事業	北区太夫浜字下浜山675 (福)新潟太陽福祉会	025-278-2080	H30.4.1	○	○				夜間休日の相談支援、緊急時の訪問支援、受入支援(緊急時対応は登録制)	新潟市(委託)
—	強度行動障がい者児支援職員育成事業	人材育成事業		R3年 上期予定					○	研修の実施及び強度行動障がい支援マネージャーによる人材育成		
—	新潟市障がい者基幹相談支援センター東	基幹相談支援センター	東区下木戸1-4-1東区役所内 (新潟市障がい者基幹相談支援センター東運営コンソーシアム)	025-250-2315	H30.4.1	○		○	○	①らいとほうすとの連携により、24時間365日の相談支援体制を構築(H30.4.1) ⑤基幹相談支援センターが各区自立支援協議会の事務局として参画し、地域の事業所のネットワークづくり等、体制づくりを実施(R2.4.1追加) ③基幹相談支援センターが担当区内のGHの空き情報等を把握し、必要に応じた情報提供を行い体験利用等につなげる(R2.11.1追加)	新潟市(委託)	
—	新潟市障がい者基幹相談支援センター中央		中央区八千代1-3-1新潟市総合福祉会館内 (新潟市障がい者基幹相談支援センター中央運営コンソーシアム)	025-248-7171	H30.4.1	○		○	○			
—	新潟市障がい者基幹相談支援センター秋葉		秋葉区程島2009秋葉区役所内 (新潟市障がい者基幹相談支援センター秋葉運営コンソーシアム)	0250-25-5661	H30.4.1	○		○	○			
—	新潟市障がい者基幹相談支援センター西		西区寺尾東3-14-41西区役所内 (新潟市障がい者基幹相談支援センター西運営コンソーシアム)	025-264-7468	H30.4.1	○		○	○			
—	新潟市障がい者地域自立支援協議会	自立支援協議会	—	—	R2.4.1					○	自立支援協議会に地域生活支援拠点(検討)班を設置し、各区協議会との連携により、地域の体制づくりについて継続的に協議する	新潟市(自立支援協議会)
					R3.4.1				○	自立支援協議会相談支援連絡会に設置する検討班で、各課題の改善に向けた市内事業所向け人材育成研修を実施する		